令和4年度第3回横浜市入札等監視委員会 議事概要

【日	時】	令和4	上年10月27日	(木)	午後1時30	分~午後	64時		
【場	所】	[委員] WEB参加	[事	事務局]横浜市	役所 11	谐 契約部内	引 入村	L室
【出席委	員】	青柳	由香委員長、	岡本	由美子委員、	千々松	愛子委員、	村瀬	景子委員
【議	題】								

1 審議事項

(1)	一般競争入札	(総合評価落札方式)に係る抽出案件	3件
(2)	一般競争入札	(条件付) に係る抽出案件	3件
(3)	随意契約に係る	5抽出案件	2件

2 報告事項

- (1) 指名停止等措置の状況について
- (2) 談合情報対応状況について
- (3) 入札及び契約手続の運用状況について

【議事内容】

審議事項に関する利害関係の有無を確認した結果、利害関係がある旨の申出はなかった。

議題1-(1)一般競争入札(総合評価)に係る抽出案件1件についての審議

抽出案件:1「旧港南工場法面保護工事」

- 2 「桂台中口径50mmから200mm配水管布設替工事」
- 3「鶴見土木管内舗装補修(応急修理)工事(その4)」

委員:抽出理由の説明。

- 1 「旧港南工場法面保護工事」
- 一般競争入札(総合評価落札方式)の中で最も予定価格が高い案件であり、唯一同種工事の施工実績を入札参加資格とした案件であるため。
- 2 「桂台中口径50mmから200mm配水管布設替工事」
- 一般競争入札(総合評価落札方式)の中で最も入札参加者数が多い案件であり、評価値が最も高い業者によるくじが行われたが、第1位の事業者が辞退したため。
- 3 「鶴見土木管内舗装補修(応急修理)工事(その4)」 緊急性があり突発的な事象に対応する工事(管内一円工事)であり、1者のみの入札で 落札率が高い(100%)案件であるため。

本市:抽出案件について説明。

委員:「1件目の案件について2 J Vの参加でしたが、所在地区分を市内に限定したのは、施工実績を満たす 市内事業者が一定程度いたためということでしょうか。」

本市:「はい。事前に高さ 18m以上の法面工事の施工実績を持つ事業者数をシステムで調べたところ市内で 10 者あり、想定では最大5 J Vが参加可能でした。」

委員:「入札参加資格に格付等級がないのはなぜでしょうか。」

本市:「工種「とび・土工」は登録事業者数が少ないため、格付等級は設定していません。」

委員:「総合評価の評価項目のうち、「若手技術者の登用」と「女性技術者の登用」の項目が今年度から統合され「若手・技術者の登用」になったと話がありましたが、配点や点数は変化しましたか。」

本市:「従前の「女性技術者の登用」は、配置技術者と担当技術者の両方に女性を登用すると3点、配置技術者に女性を登用すると2点、担当技術者に女性を登用すると1点でした。変更後は、配置技術者、担当技術者のいずれかに女性を登用すると1点加算となっています。」

委員:「まだ運用が始まったばかりなので、どのような影響が出るか少し長い視点で見る必要があると感じました。」

委員:「2件目の案件は10者が調査基準価格と同額で、技術評価点が勝負の入札でしたが、どの評価項目に どう配点するかで決まってしまいます。1年ごとくらいで見れば変動はあるのでしょうが、若手や女 性の技術者の雇用や、地域貢献などは急にできるわけではありませんので、同種の工事で、評価項目 が一緒である以上、同じ点数になってくると想像します。そうすると常に落札できる事業者と常に取れない事業者が出てきます。どのように評価項目や配点を決めているのでしょうか。」

本市:「評価項目や配点は工事担当課で決めています。ただ、今回の「特別簡易型」につきましては、工事の 内容ごと一定のひな型があり、各部署がそれに準じて評価しているため、現状、同じような評価項目 となっています。委員からいただいた意見を工事担当課等にも伝え、毎回同じ結果ということがない よう徹底していきます。」

委員:「今回抽出された案件の中に、同種の配水管工事で金額帯もほぼ同じですが総合評価になっていない案件があります。どの案件を総合評価にするのか、どのように決めているのでしょうか。」

本市:「どの案件を総合評価にするのかついても工事担当課で決めています。市全体で年間5%程度を総合評価で発注しており、各課で年間おおむね何件対象にするか決めています。」

委員:「入札においては透明性の確保が必要です。この委員会でも繰り返し話が出ていますが、総合評価の評価項目や配点については、職員の恣意性が入る余地があるのではないかと思います。時間の都合もありこれ以上細かく議論できませんが、また改めて一緒に考えさせてもらえればと思います。」

本市:「バランスを取り、偏りがないように運用をしていかなければならないと考えています。総合評価の制度に関しては、改めてガイドライン等を基にご説明します。」

委員:「2件目の案件について、本件を辞退した事業者がいたが、別の横浜市発注工事を落札したことが理由 であったため指名停止にしなかったという話がありました。もしも別の自治体の発注工事だった場合 も同じ取扱いになるのでしょうか。」

本市:「他都市の状況まで把握するのがなかなか難しいこともあり、指名停止措置の緩和は、本市発注の工事に限定しています。」

委員:「3件目の案件について、今回は入札参加者が1者でしたが、それ以外の同種の案件では競争が働いていたものもあったという話でした。公告日は契約の1か月半ぐらい前であり、前倒しで公告をしたほうが、参加者が増えるのではないでしょうか。また、管内一円工事は、緊急性のある工事で優先的に現場に駆け付けなければいけなくなるため、この案件に請負人は拘束されることになるのでしょうか。」

本市:「公告から入札、契約までのスケジュールはあらかじめ決まっており、この案件が他の案件と異なるということはありません。管内一円工事は何かあった時に駆けつける必要がありますので、作業員を確保しなくてはならないため、ある程度負担があるかもしれませんが、他の管内一円工事をみても、特段入札不調が多いということはありません。」

委員:「事業者は、このような発注が何件くらいあるのか把握できているのでしょうか。」

本市:「年間を通して発注見通しをホームページ上に公表しています。」

委員:「応急修理工事は突発的な案件であり、予定が立たないのではないでしょうか。」

本市:「一定期間にある程度突発的なものが出てくるため、過去の実績等から想定して発注しています。」

委員:説明を了承。

議題1-(2)一般競争入札(条件付)に係る抽出案件3件についての審議

抽出案件:1「横浜美術館改修工事(舞台照明設備工事)(その2)」

- 2 「消防司令センター映像表示装置更新工事」
- 3 「東寺尾六丁目ほか5か所口径50mmから100mm配水管布設替工事)」

委員:抽出理由の説明。

- 1 「横浜美術館改修工事(舞台照明設備工事)(その2)」 施設全体の大規模改修に伴う工事であり、同種工事の施工実績を入札参加条件として発注 した結果、不調となり再発注を行った案件であるため。
- 2 「消防司令センター映像表示装置更新工事」 一般競争入札(条件付)の中で予定価格が比較的高い案件であり、同種工事の施工実績を 入札参加条件とした案件であるため。
- 3 「東寺尾六丁目ほか5か所口径50mmから100mm配水管布設替工事)」 一般競争入札(条件付)で落札率が100%の案件の中で、最も予定価格が高い案件である ため。

本市:抽出案件について説明。

委員:「1件目の案件について、見積りは何者からとったのですか。今回の参加者からもとっているのですか。」

本市: 「照明メーカー3者に見積りを取っています。入札に参加したのは照明メーカーではなく電気設備工事をメインとしている事業者です。」

委員:「仕様を満たすメーカーが複数いる場合、誰がどのメーカーのモニターにするのか決めるのですか。」

本市:「予定価格を積算する段階では、発注課が金額を決めますがメーカーの特定は行いません。入札する事業者が自分と関係のある取引メーカー等から見積りを取り、設置する費用込みで入札をします。」

委員:「今回落札した事業者は、不調になった1回目はもっと高い金額で入札していましたが、2回目は金額を下げてきました。数量が増えたにもかかわらず金額を下げた要因について把握していますか。」

本市:「事業者がどの部分を変更したのか把握していないため要因はわかりません。1回目の入札の時は事業者が仕様を勘違いして応札したが、再発注の入札公告が出た後に質問回答で仕様を確認するなどして、当初よりも低い金額で入札するケースなどがありますが、今回がそのケースにあたるかはわかりません。」

委員:「2件目の案件について、参加した2者の入札金額に大きな差がありますが、特殊な設備の工事で見積りの割合が高く、積算ソフトなどが使えないために差が出てくるのでしょうか。」

本市:「最低制限価格を大きく下回った事業者が具体的にどのような積算をしたのかは把握していません。」

委員:「入札においては、横浜市は入札金額だけがわかるだけで、どのメーカーを使い、施工費がいくらかなど具体的な内容はわからないのでしょうか。」

本市: 「公告の際に、横浜市の積算内容の内訳書を示しており、入札時には内訳書を提出していただいていますが、具体的にどのメーカーの機器でいくらかまでは記載されておらず把握できていません。」

委員:「施工実績を満たす事業者は6者ということですが、その事業者から参考見積りを取っていたのでしょうか。大規模な工事で最低制限価格と予定価格との間によくおさまったという印象がありますが、今回落札した事業者からも見積りを取っているのでしょうか。」

本市: 「6者に見積りを取ったということはありません。メーカー3者に見積りを取っています。今回落札した事業者は映像装置を含めて様々なサービスをしていますが、自社でモニターを製作する事業者ではなくメーカーから購入して設置すると聞いています。」

委員:説明を了承。

議題1-(3)随意契約に係る抽出案件2件についての審議

抽出案件:1「新横浜公園陸上競技場施設改良工事」

2「横浜市日本大通り地下駐車場管理システム改修工事」

委員:抽出理由の説明。

1 「新横浜公園陸上競技場施設改良工事」 他の抽出案件と比較して、契約金額が大きく、抽出案件となることが少ない工種であるため。

2 「横浜市日本大通り地下駐車場管理システム改修工事」 他の抽出案件と比較して、落札率が低い案件であるため。

委員:「1件目の案件について、競技場の舗装は他の事業者ではできない技術なのでしょうか。」

本市:「今回は改良工事で、劣化した個所を削り取ってその上にまた舗装材を載せて施工するものですが、表面の仕上げをしていく機械が会社により異なるため、当初施工した事業者が使用している機械で当初と同じように施工しないと仕上がりが均一にならないとのことでした。」

委員:「これまで補修・改修工事の随意契約の典型的なものは機械設備でしたが、このような工事が出てくる のは興味深いと思います。国際基準などのルールに従って施工する必要があるため随意契約となった ということでしょうか。」

本市:「はい。本市はスポーツ振興にも力を入れているので、世界大会が開催可能となる施設の認証を受ける ために政策的な判断で行っています。」

委員:「横浜市内で国際基準を満たしている競技場においては、存続する限り当初施工した事業者に発注する 必要があるのでしょうか。」

本市:「今回は劣化部分の補修工事であり随意契約となりましたが、舗装を全部更新する場合には他の事業者が施工する余地もあると思います。」

委員:「契約金額の妥当性をはかるのは実際には難しいのでしょうか。」

本市:「予定価格の算出にあたっては工事の発注課が、事業者から事前に見積りをもらったうえで本市でも積 算を適正に行います。経費などは基準に沿って積み上げを行います。なお、見積りについては各局の 見積り審査委員会で審査しています。」

委員:「2件目について、特別な部品ということで事前の見積りを今回の契約の相手方からとっていると想定 しますが、予定価格に対し契約金額が非常に低いのはどうしてでしょうか。」

本市:「予定価格には、直接工事費と、一般管理費等の経費の二種類があります。直接工事費についてはこの 事業者から見積もりを取っています。経費については本市の積算要領の計算式により算出しています。 事業者から契約する前に提出された内訳書を確認したところ、この経費の部分について非常に差があ りました。なお、直接工事費の部分についても事前の見積り金額よりも低くなっていました。事業者 の判断なので実際にはどうかわかりませんが、本市が査定を行うことも見込んで事前の見積書を出し た可能性もあるのではないかと推測します。」

委員:「駐車場のメンテナンスや管理業務も今回の契約の相手方が行っているのでしょうか。」

本市: 「総合的な管理運営まですべて今回の事業者が行っているとは聞いていません。機械式駐車場なので他にも様々な機械があり、システムの管理は今回の事業者が行っていますが、その他の機械のメンテナンスは他の事業者が行っていると思います。」

委員:説明を了承。

議題2-(1)指名停止等措置の状況について

本市より、「指定停止等措置の状況」について報告。

委員:報告を了承。

議題2-(2)談合情報対応状況について

本市より、「談合情報対応状況」について報告。

委員:報告を了承。

議題2-(3)入札及び契約手続の運用状況について

本市より、「入札及び契約手続の運用状況」について報告。

委員:報告を了承。

【まとめ】

抽出した案件について審議を行った結果、適切に入札及び契約手続等が行われていました。